

2017年度 関西学院大学 研究不正防止計画

I 公的研究費不正防止計画

	2016年度 公的研究費不正防止計画	2016年度 履行状況	2017年度 公的研究費不正防止計画
1	<p>【新規】 新規採用研究者から「誓約書」を提出させる。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【実施】 2016年5月末までに、新規採用研究者全員から誓約書 が提出された。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【継続】 新規採用研究者から「誓約書」を提出させる。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>
2	<p>【新規】 「研究費不正防止パンフレット」を作成し、それを使った各学 部・研究科のコンプライアンス教育を開催する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【一部実施】 文科省から提供のあった『コンプライアンス教育用コンテンツ』 や『履行状況調査の結果』、2016年度から本学で導入し た『turnitinの機能説明資料』を活用し、各学部・研究科 の希望にアレンジした内容で、コンプライアンス教育を実施し た。コンプライアンス推進責任者から、統括管理責任者宛に 実施報告が提出された。『研究費不正防止パンフレット』 は、2016年度末に完成予定。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【継続】 ■ 2016年度末に完成予定の『研究費不正防止パンフレッ ト』を、2017年度個人研究費の執行開始に合わせて、個 人研究費を持つ全教員に配布し、それを使ったコンプライ アンス教育を推奨する。 ■ e-learningなど、コンプライアンス教育教材を整理したこ とを学内に周知し、コンプライアンス推進責任者・副責任者 の指示のもと、教職員に視聴を促す。 ■ 前年度に実施したコンプライアンス教育から得た受講者の 意見を集約し、今年度のコンプライアンス教育に活用する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>
3	<p>【新規】 各学部・研究科の入学式、入学式後のオリテン等で研究 倫理リーフレットを配布し説明する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【実施】 入学式での配布は間に合わなかったが、入学式後のオリテ ン等で『研究倫理リーフレット』を配布し説明した。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	/
4	<p>【新規】 研究推進社会連携機構が主導して、各学部・研究科等の 研究費経理担当者対象の研究費執行管理研修会を開 催する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【実施】 年度内の経理ルールの変更（納品書なし印の導入と出勤 管理の対象者変更）の機会にあわせて、当機構担当者が 各学部・研究科を訪問し、経理担当者に対してルールの変 更点の他、研究費経理全般を説明した。また、2016年度 からはじまった研究費経理業務の外部委託化に伴い、業務 委託先の担当者に対して、2017年1月と2月に研修会を 開催した。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>	<p>【新規】 ■ 「研究者対象の研究環境の整備に関するアンケート調 査」を実施し、研究費・研究活動の不正防止に向けた取り 組みに対する研究者の自覚の度合いを把握する。 ■ 2016年度に引き続き、研究費経理業務の業務委託先 の担当者に対して、定期的に研修会を開催する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)</p>
5	<p>【新規】 機構HPに2016年度不正防止計画をアップロードする。 (公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事 項)</p>	<p>【実施】 機構HPに2016年度不正防止計画をアップロードした。 (公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事 項)</p>	<p>【新規】 機構HPに2017年度不正防止計画をアップロードする。 (公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事 項)</p>
6	<p>【継続】 2016年6月1日付で理工系の取引品目に特化したWeb 発注システムを本格稼働させる。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (発注について) 関連事項)</p>	<p>【実施】 2016年6月1日付で理工系の取引品目に特化したWeb 発注システム「e-laboservice」の運用を開始した。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (発注について) 関連事項)</p>	<p>【新規】 科研費（直接経費）における取引状況を分析し、取引金 額の多い業者（上位10社：物品購入に係る請求払い金 額のうち80%を占める）を抽出して、誓約書の提出を依頼 し回収する。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (発注について) 関連事項)</p>
7	<p>【継続】 2016年4月より、出勤簿管理を事務部門で行う。2016 年度中を目的に非常勤雇用者の一部を学院雇用に切り 替える。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)</p>	<p>【一部実施】 2017年1月より、出勤簿管理が必要な従事者（学内を 従事場所としてアルバイトに従事しており、かつ「労働条件 確認書」を取りかわしている者）の出勤簿管理を事務部門 で行った。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)</p>	<p>【継続】 非常勤雇用者の一部を学院雇用に切り替える。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)</p>
8	/	/	<p>【新規】 研究費旅費システムの導入を検討する。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動 (研究者の出張計画の実行状況の把握・確認について) 関連事 項)</p>

2017年度 関西学院大学 研究不正防止計画

(参考:2014・2015年度に実施・継続中の公的研究費不正防止計画)

1	「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を2015年4月1日付で制定し、「責任体系」、「最高管理責任者の責任と権限」、「統括管理責任者の責任と権限」、「コンプライアンス推進責任者の責任と権限」を明文化し、2015年3月末付でその職名を機構HPにアップロードした。(公的研究費ガイドライン第1節:公的研究費の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限の明確化 関連事項)
2	研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等を体系化し、機構HPにアップロードした。(2015年3月)(公的研究費ガイドライン第2節:ルールの明確化・統一化 関連事項)
3	「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第3条、第6条及び第7条にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者として、統括管理責任者との連携の下、学生も含む部局内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育・コンプライアンス教育を適宜実施し、受講状況を管理監督することを明記した。(2015年4月施行)(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
4	体系立てた「コンプライアンス教育」の実施(2015年4月)に向けて、教材や取組方法を検討した。(2015年3月)(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
5	研究倫理委員会規程等関係規程第14条に「委員会は、調査委員会を設置した旨及びその経緯、並びに調査委員会からの最終報告書、再調査報告書の内容を学長に報告する。」ことを明文化した。(2015年4月1日改正施行)(公的研究費ガイドライン第2節:告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 関連事項)
6	調査委員の半数以上を外部有識者で構成すること、配分機関への報告(告発を受けたことについては30日以内、最終報告については90日以内に報告)、その他調査委員会による調査方法等、調査の実施に関する詳細を「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」を制定すること等を倫理委員会規程及び倫理委員会規程における調査委員会に関する内規に明文化した。(2015年4月改正施行)(公的研究費ガイドライン第2節:告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 関連事項)
7	懲戒規程第2条(懲戒事由)第8号を「研究活動上の不正行為を行った場合」に同規程第10条(懲戒処分)第2項の「懲戒処分については、学内に公表する場合がある」を「懲戒処分については、学内外に公表する場合がある。」に変更した。(2015年4月1日改正施行)(公的研究費ガイドライン第2節:告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 関連事項)
8	機構HPに不正防止計画をアップロードした。(2015年3月)(公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事項)
9	理工学部の取引品目に特化したWeb発注システムの構築に向けて準備を進めた。(2014年度)(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(発注について) 関連事項)
10	科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(上位11社)を抽出して、誓約書の提出を依頼し回収した。(2015年3月9社提出、他2社は4月提出)(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(発注について) 関連事項)
11	研究者発注に伴う研究者の権限と責任につき、研究者の理解を促すため、研究費経理マニュアルに明記した。(2015年3月)(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(発注について) 関連事項)
12	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収方法を策定した。(2015年3月)(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(検収について) 関連事項)
13	労働条件確認書を研究者・従事者の2者確認から事務局を加えた3者確認に変更し全員から徴するよう、準備を進めた。(2015年3月)(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)
14	2015年4月から、「耐用年数1年以上の者で1件又は1組の価格が5万円未満のパソコン(タブレット型を含む)」についても用品として取り扱うこととした。(公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(換金性の高い物品の管理について) 関連事項)
15	不正への取り組みに関する機関方針、責任体系、不正防止計画、ルール(研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等)を機構HPにアップロードした。(2015年3月)(公的研究費のガイドライン第5節:不正への取組みに関する機関の方針等の外部公表 関連事項)
16	内部監査室においてリスクアプローチ監査につき検討し2015年度から実施する。(2015年4月)(公的研究費のガイドライン第6節:リスクアプローチ監査の実施 関連事項)
17	2015年4月25日開催の学部長会において「各学部・研究科等における研究不正防止のための具体策について」として「研究推進委員会委員にコンプライアンス推進副責任者をお願いしたい」旨を提案し、承認された。機構HPには、「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」はアップロードした。 <2015年度履行状況・実施>(公的研究費ガイドライン第1節:公的研究費の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限の明確化 関連事項)
18	2015年5月末までに個人研究費・教育研究活動補助費を支給している研究者全員から誓約書が提出された。 <2015年度履行状況・実施>(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
19	2015年6月末までに全ての学部・研究科において、研究倫理教育(DVDの視聴等)が実施され、コンプライアンス推進責任者から、統括管理責任者宛に実施報告が提出された。 <2015年度履行状況・実施>(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
20	2015年6月末までに全ての学部・研究科において、研究倫理リーフレットが大学院学生・学部生に配布、ゼミ担当教員等から説明等が行われ、コンプライアンス推進責任者から、統括管理責任者宛に実施報告が提出された。 <2015年度履行状況・実施>(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
21	2015年5月11日・5月13日の2回にわたり、研究費経理担当者説明会を開催した。 <2015年度履行状況・実施>(公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
22	内部監査室が次のリスクアプローチ監査を実施した。 物品費:現物確認・業者への取引確認 旅費:関係情報との整合性の確認 人件費・謝金:勤務実態の確認(書面又は従事者へのヒアリング) <2015年度履行状況・実施>(公的研究費のガイドライン第6節:リスクアプローチ監査の実施 関連事項)

2017年度 関西学院大学 研究不正防止計画

II 研究費不正防止計画

2016年度 研究費不正防止計画	2016年度 履行状況	2017年度 研究費不正防止計画
1 【新規】 2016年4月1日より学会出張費を研究推進社会連携機構で一括管理する。	【実施】 2016年4月1日より学会出張費を研究推進社会連携機構で一括管理した。	【新規】 高額図書購入時の取扱いについて、一定の金額基準を設けて購入図書リストを作成して管理する等の転売防止対策を検討する。

III 研究活動不正防止計画

2016年度 研究活動不正防止計画	2016年度 履行状況	2017年度 研究活動不正防止計画
1 【新規】 2016年4月1日付で、「関西学院大学における研究データの保存・開示に関する内規」を制定する。 (研究活動ガイドライン第2節1：不正行為を抑止する環境整備 関連事項)	【実施】 2016年4月1日付で、「関西学院大学における研究データの保存・開示に関する内規」を制定し機構HPで公開した。 (研究活動ガイドライン第2節1：不正行為を抑止する環境整備 関連事項)	【新規】 研究データの保存・開示に関して、それぞれの特性に応じた各学部・研究科におけるルールを制定する。 (研究活動ガイドライン第2節1：不正行為を抑止する環境整備 関連事項)
2 【新規】 2016年4月1日付で、「研究倫理委員会及び調査委員会による調査マニュアル」を改正し、「告発の意思を明示しない相談」、「被告発者への警告」、「学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合、インターネットに掲載されている場合の告発の取扱い」について整備する。 (研究活動ガイドライン第3節3：特定不正行為の告発の受付等 関連事項)	【実施】 2016年4月1日付で、「研究倫理委員会及び調査委員会による調査マニュアル」を改正し、「告発の意思を明示しない相談」、「被告発者への警告」、「学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合、インターネットに掲載されている場合の告発の取扱い」について整備した。 (研究活動ガイドライン第3節3：特定不正行為の告発の受付等 関連事項)	
3		【新規】 研究者（学部、大学院生含む）の研究倫理の意識（学習面のコンプライアンス）を向上・醸成し、研究成果（学習成果）の質・信頼性を高めるために2016年度に導入した、研究活動のモニタリングにも繋がる論文オリジナリティチェックツール「turnitin」の導入を各学部・研究科に対して慫慂する。2017年度は、博士論文受理の際の活用を推奨する。